平成２２年（フ）第７１１号
堺市西区浜寺石津町中４丁５番22―２号　本林正栄方、住民票上の住所大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目13番14号　古川方
債務者　古川シゲ子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
堺市堺区桜之町西２丁２番26号
債務者　金井製作所こと　金井　　徹
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８６号
堺市堺区桜之町西２丁２番26号
債務者　金井　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９２８号
大阪府富田林市桜井町１丁目６番12―M105号
債務者　川口　順子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０５８号
大阪府藤井寺市藤井寺１丁目14番９号
債務者　瀬ノ口工務店こと　瀬ノ口輝雄
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０５９号
大阪府藤井寺市藤井寺１丁目14番９号
債務者　喫茶テルこと　瀬ノ口トモ子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０７４号
堺市堺区向陵東町１丁８番５号　１号室
債務者　杉本　利夫
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０７５号
堺市堺区向陵東町１丁８番５号　１号室
債務者　杉本多美子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０９７号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2232番地の３２―711号
債務者　臼阪　弘幸
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
新潟県上越市本町５丁目１番１―1006号
債務者　西脇　民雄
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４４号
秋田県山本郡三種町大口字大口33番地
債務者　加賀谷節子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第４７１号
静岡県浜松市東区大瀬町27番地の１　白鷺４号棟104号
債務者　海野　　勝
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１３９号
名古屋市緑区鳴海町字山腰63番地　マミーナ１号館403号
債務者　出口　**祐**子（旧姓荒引・宮原）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７４号
名古屋市瑞穂区岳見町１丁目44番地　岳見ハイツ202号
債務者　加藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７５号
名古屋市瑞穂区岳見町１丁目44番地　岳見ハイツ202号
債務者　加藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１号
兵庫県篠山市味間南25番地２
債務者　小前えり子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
兵庫県篠山市追入149番地１
債務者　荒田　貞子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
兵庫県丹波市柏原町柏原86番地２　ハイム柏原201号
債務者　橋本　安彦
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係